

公聴会の意見概要

日時:令和4年4月19日(火)  
 場所:環境省第1会議室  
 案件:狩猟鳥獣の指定の変更等に関する公聴会調書

○公述人の意見

公述人	狩猟鳥獣の指定の変更について		対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直しについて	
	賛否の別	賛否に係る理由	賛否の別	賛否に係る理由
公益財団法人 日本野鳥の会 理事長	賛成	2016年～2021年に実施した全国鳥類繁殖分布調査結果と、1970年代及び1990年代に実施された同調査結果の比較により、ゴイサギ及びバンともに生息確認地点数が大幅に減少していること、また、狩猟による捕獲数も平成10年当時と比較して現在は1/10以下に減少しており、個体数の減少がうかがえ、かつ狩猟資源としての利用も少ないことから指定の変更は妥当であることから、賛成するものである。 なお、両種ともに水辺環境を利用するシユである。全国鳥類繁殖分布調査結果から同様の環境を利用するカイツブリなど小型の魚食性に共通して分布の縮小が認められたことから、水辺環境での生物多様性の保全に努められたい。	賛成	現行の捕獲等の禁止をしている狩猟鳥獣について、捕獲等の禁止を変更するほどの生息状況の改善等情報がないことから、捕獲等の禁止を継続することは妥当であることから、賛成するものである。
全国農業協同 組合中央会 代表理事会長	条件付き 賛成	狩猟鳥獣の指定の解除が検討されているゴイサギ及びバンによる農業被害が一部地域で発生しており、農作物への直接的な被害に加え、営農意欲の減退など、被害額として数字に表れる以上の影響を地域農業に及ぼしている。 狩猟鳥獣の解除にあたっては、対象鳥獣の個体数や農林水産業への被害状況・推移等を正確に把握・分析した上で指定・解除の判断を行うとともに、解除後も被害を着実に削減・防止するため、被害発生地域における許可捕獲の推進にかかる国の方針・取り組みをあわせて明確にする必要がある。 今般の狩猟鳥獣の指定の変更については、上記の実施を前提とすべき。	賛成	対象鳥獣にかかる生息状況の著しい変化が見られないこと等があるため。
全国森林組合 連合会 代表理事会長	賛成	変更案について異議なし	賛成	変更案について異議なし
(一社)大日本 猟友会 会長	賛成	両種とも確認地点数が大幅に減少していることから、指定解除はやむを得ないと考えるものです。 なお、バンの近縁種で非狩猟鳥獣である「オオバン」については、近年関東地方等で生息数の大幅な増加が見られることから、生息数、生息地域、農作物等に対する害性等を注視し、必要性が高まった場合には、狩猟鳥獣の指定を検討することが必要と考えられます。	賛成	4種とも現行の捕獲禁止措置の延長であり、特段の支障はありません。
(一社)全日本 狩猟倶楽部 会長	賛成	狩猟関係団体である狩猟者側の視点として、狩猟鳥獣の種類が減ることには否定的な意見はありますが、生息数の減少を起因とする捕獲の禁止及び制限については、種及び自然環境の保全という観点から基本的に異議はありません。 クイナ科バン 生息数の減少から、一部都道府県においてレッドリストへの指定実態などを考慮して、狩猟鳥獣指定の解除についてはやむを得ないと考えます。 サギ科ゴイサギ レッドリストへの指定の有無、養殖業への被害実態、年間での狩猟における捕獲数が少ないことから、狩猟鳥獣指定解除の合理性があるほど生息数が減少している実態があるのか、その根拠に疑問が残ります。当該の狩猟鳥獣指定解除の判断基準となるエビデンスの開示を求めます。	賛成	捕獲等を禁止する期間を延長することについて、異議はありません。 「ヤマドリ雌及びキジ雌の捕獲等禁止の期間延長」に関して、弊会で集約された意見として「鳥類捕獲の狩猟者が激減しているにもかかわらず、当該鳥類の生息状況の改善が見られない原因として、シカ・イノシシの繁殖増により地上に営巣する鳥類への環境悪化の可能性」を指摘するものでした。鳥類の視点からは、今以上に獣類の個体数調整を進め鳥獣の生息バランスの回復を求める意見となりました。